

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 ネクストウェア 株式会社
代表者名 代表取締役社長 豊 田 崇 克
(コード番号 4814)
問合せ先 執行役員経営戦略部長 脇 本 寿 郎
T E L (06) 6281 - 9866

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 16 期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、今後の事業展開に備えるため、目的(現行定款第 2 条第 2 号)を一部変更するものであります。併せて一部字句の修正を行うものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)等が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」等に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

株主総会参考書類等の一部について、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう、変更案第 12 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

議決権の代理行使において、株主総会に出席することが出来る代理人の数を明確にするため、変更案第 14 条に所要の変更を行うものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、その決議について書面等により行うことができるよう、変更案第 24 条を新設するものであります。

「整備法」により、会社法の施行に伴って定款に定めがあるものとみなされる事項について、条文の新設、変更、所要の文言の整備などを行うものであります。

会社法第 329 条第 2 項に定めるところに従い、補欠監査役について定款に規定をしなくても予選による補欠選任ができることになりましたので、補欠監査役の規定を削除するものであります。

取締役および監査役が、職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たしうるようにするために有益と判断し、取締役及び監査役の責任免除の規定を新設するものであります。また、社外取締役及び社外監査役にふさわしい人材の招聘を容易にするため、社外取締役および社外監査役との賠償責任限定契約を可能にする規定を新設するものであります(変更案第 28 条、第 39 条)。なお、変更案第 39 条の議案提出につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

「会社法」の施行に伴い、会計監査人が新たに株主代表訴訟の対象とされたことから、社外取締役および社外監査役とのバランスを考慮し、同様の責任限定契約を締結することを可能とするものであります。

会社法第 459 条第 1 項および第 460 条の規定に従い、剰余金の配当等を取締役会の権限とし、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう、変更案第 46 条(剰余金の配当等)を新設するとともに第 6 条(自己株式の買受け)を削除するものであります。

引用する条文を旧商法から会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正

を行うものであります。
上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 コンピューターのシステム設計及びソフトウェア開発業務 2 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業及び養成 3 コンピューターのハードウェア・ソフトウェア及びその周辺機器の賃貸・売買及び輸出入 4 通信機器の売買 5 コンピューターシステムの運用管理及び操作支援 6 コンピューターシステムに関するコンサルティング 7 経営に関するコンサルティング 8 各種催事の企画及び運営請負 9 損害保険の代理店業務 10 前各号に付帯する一切の事業 	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 コンピューターのシステム設計およびソフトウェア開発業務 2 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業および派遣労働者の養成 3 コンピューターのハードウェア・ソフトウェアおよびその周辺機器の賃貸・売買および輸出入 4 (現行どおり) 5 コンピューターシステムの運用管理および操作支援 6 (現行どおり) 7 (現行どおり) 8 各種催事の企画および運営請負 9 (現行どおり) 10 (現行どおり)
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告によりこれを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。 	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、304,800株とする。</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、304,800株とする。</p>
<p>(自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議により、自己の株式を買受けることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第6条 当社は株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。 	<p>(第9条に移動)</p>
<p>(名義書換代理人および端株原簿名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人および端株原簿名義書換代理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 名義書換代理人および端株原簿名義書換代理人、その事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿ならびに端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿、株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹 	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所

<p>消、株券の不所持、株券の交付、届出の受理、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p>	<p>に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程) 第9条 当会社の株券の種類および株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、届出の受理、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する取扱いならびに手数料については法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第8条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(第7条からの移動)</p>	<p>(基準日) 第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>
<p>第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第10条 当会社の定時株主総会は、毎営業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p>	<p>第3章 株主総会 (招集) 第10条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p>
<p>(招集権者および議長) 第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長) 第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第12条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行なう。 2 商法第343条の定めによる決議および商法其他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</p>	<p>(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p>
<p>(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、そ</p>	<p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人とし</p>

<p>の議決権を行使することができる。</p> <p>2 代理人は、<u>株主総会毎</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>て、議決権を行使することができる。</p> <p>2 <u>前項の場合には</u>、株主または代理人は代理権を証明する書面を、<u>株主総会ごと</u>に当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第 14 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 15 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は</u>、議事録に記載または記録する。</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第 16 条 当社は取締役会を置く。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第 15 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第 17 条 (現行どおり)。</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第 16 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行なう。</p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする</u>。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない</u>。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 17 条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 18 条 <u>代表取締役は</u>、取締役会の決議により選任する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 取締役会の決議により、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる</u>。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>代表取締役を選定する</u>。</p> <p>2 <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する</u>。</p> <p>3 取締役会は、<u>その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる</u>。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる</u>。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる</u>。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる</u>。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 20 条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する</u>。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の前員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる</u>。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する</u>。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 21 条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう</u>。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう</u>。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 当社は<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす</u>。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p>

第 22 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。
(取締役会規程) 第 23 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	(取締役会規程) 第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める取締役会規程による。
(取締役の報酬) 第 24 条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。	(取締役の報酬等) 第 27 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(新設)	(取締役の責任免除) 第 28 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第 5 章 監査役 (新設)	第 5 章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第 29 条 当社は監査役および監査役会を置く。
(監査役の員数) 第 25 条 当社の監査役は、3名以内とする。	(監査役の員数) 第 30 条 (現行どおり)
(監査役の選任) 第 26 条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。	(監査役の選任) 第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(補欠監査役の選任) 第 27 条 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。 2 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3 第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。	(削除)
(監査役の任期) 第 28 条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 3 前条第 1 項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(監査役の任期) 第 32 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3 会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(新設)	(常勤監査役) 第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
(新設)	(監査役会の招集通知)

	第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(新設)	(監査役会の決議の方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(新設)	(監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。
(新設)	(監査役会規則) 第37条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。
(監査役の報酬) 第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。	(監査役の報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(新設)	(監査役の責任免除) 第39条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
(新設)	第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第40条 当社は会計監査人を置く。
(新設)	(会計監査人の選任) 第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(新設)	(会計監査人の任期) 第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(新設)	(会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
(新設)	(会計監査人の責任免除) 第44条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第6章 計算 (営業年度および決算期)	第7章 計算 (事業年度)
第30条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。	第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(利益配当金) 第31条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および	(剰余金の配当等) 第46条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各

<p><u>び端株原簿に記載または記録された株主、端株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p><u>号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。</u></p> <p>3 <u>当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</u></p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第32条 <u>当社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および端株原簿に記載または記録された株主、端株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当」という。)をすることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第33条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払の利益配当金には利息をつけない。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第47条 <u>配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p>

以上